平成２５年（フ）第４６０５号
東京都墨田区亀沢４丁目22―12―102
債務者　齋藤　奉已
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４６０６号
神奈川県川崎市多摩区菅４丁目10―24―303
債務者　鈴木　明美（旧姓斉藤）
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４６０９号
東京都江戸川区平井５丁目54―12
債務者　鷲尾　雄子
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４６１８号
東京都町田市木曽東１丁目12―３　櫻田方
債務者　多田恵津子
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４６３１号
東京都世田谷区宮坂１丁目39―13―203
債務者　田村　　瞳
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４６３２号
神奈川県川崎市多摩区西生田４丁目20―12―203
債務者　森山実千代
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２１５号
静岡市葵区与一１丁目13番16号
債務者　新井　健一
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月９日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６８７号
静岡県藤枝市高柳３丁目１番38号　センチュリー21．３－１
債務者　池田　嘉行
1　決定年月日時　平成25年５月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月16日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４１号
沖縄県沖縄市園田３－11―49　サンセピアマンション３－Ｃ、住民票上の住所沖縄県うるま市字兼箇段1524番地５
債務者　小谷香織里
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月17日午後１時30分
那覇地方裁判所沖縄支部

免責許可決定

平成２５年（フ）第２９号
茨城県古河市高野434番地２
破産者　梅田日佐子
1　決定年月日　平成25年５月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第３０号
茨城県古河市けやき平２丁目26番地　ＫＯＧＡ―ＫＥＹＡＫＩ　アレイクルＧ棟102号室
破産者　佐藤　義浩
1　決定年月日　平成25年５月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第３３号
茨城県常総市小山戸町43番地
破産者　松岡　三男
1　決定年月日　平成25年５月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第１２号
栃木県足利市大沼田町952番地３　フラワーメゾン203
破産者　鈴木　昌弘
1　決定年月日　平成25年５月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２５年（フ）第１４号
栃木県佐野市大橋町1323番地
破産者　齋藤　友美（旧姓犬竹）
1　決定年月日　平成25年５月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２５年（フ）第１６号
栃木県佐野市飛駒町2188番地
破産者　小島　和也
1　決定年月日　平成25年５月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２５年（フ）第１号
栃木県芳賀郡益子町大字塙3059番地４　コーポＹＡＭＡＴＯ　Ｄ棟201号
破産者　榎本佐代子
1　決定年月日　平成25年５月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２５年（フ）第４３号
埼玉県熊谷市拾六間667番地32
破産者　三品　守信
1　決定年月日　平成25年５月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第２１８号
千葉県旭市東足洗919番地
破産者　市原　庸行
1　決定年月日　平成25年５月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第１号
千葉県山武郡九十九里町片貝997番地12
破産者　土居　　武
1　決定年月日　平成25年５月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第１２８６号
東京都東久留米市八幡町３丁目12番21号サンビレッジ三沢５―201
破産者　大塚　芳江
1　決定年月日　平成25年５月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１４３９号
東京都国立市富士見台３丁目４番地の４北島第10コーポ301
破産者　北本　雅子
1　決定年月日　平成25年５月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部